

当薬局が実施するサービスの内容等について(施設基準届出事項 等)

調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	
調剤管理料	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
服薬管理指導料	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。
かかりつけ薬剤師指導料 及び かかりつけ薬剤師 包括管理料	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。
調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	別に厚生労働大臣が定める調剤基本料1の施設基準に適合するものとして九州厚生局長に届け出た保険薬局です。(調剤時に所定の点数を算定します。)
在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
単一建物診療患者が 1 人の場合／2～9 人場合／ 10 人以上の場合	在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を九州厚生局長に届け出た保険薬局です。(在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。)
在宅患者 オンライン薬剤管理指導料	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。)を行います。(調剤時に所定の点数を算定します。)
連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局です。(調剤時に所定の点数を加算します。)
医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制 整備加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準(医療 DX 推進に資する体制)に適合しているものとして九州厚生局長に届け出た保険薬局です。(月1回に限り調剤時に所定の点数を加算します。)
地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 2	別に厚生労働大臣が定める施設基準(時間外対応、十分な医薬品備蓄、かかりつけ業務の実施、多職種連携、OTC 医薬品の販売、プライバシー保護など地域医療に資する体制・実績)に適合しているものとして九州厚生局長に届け出た保険薬局です。(調剤時に基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。)
在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学 総合体制加算 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準(高度な在宅医療に資する体制)に適合しているものとして九州厚生局長に届け出た保険薬局です。(在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等への調剤時に、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。)
後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品 調剤体制加算 3	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして九州厚生局長に届け出た保険薬局です。(調剤時に基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。)

みずほ薬局